

## 不利益処分内容及び原因となる事実

不利益処分の内容		根拠となる法令	不利益処分の原因となる事実
概要	停止の対象となる容器再検査		
容器再検査の停止命令 (30日間)	小容器・自動車用容器用非水套式耐圧試験装置を用いて行う容器再検査	法第53条第2号	容器再検査において、法に定める検査方法の一部(耐圧試験)を実施しないまま合格と判定し、容器に虚偽の刻印をしていた。
		法第53条第2号	容器検査所の登録を受けた者は、検査主任者に容器再検査の実施について監督させることができていなかった。
		法第53条第4号	容器再検査において、法に定める検査方法の一部(耐圧試験)を実施しないまま合格と判定し、帳簿に虚偽の記載をしていた。